

第1章 総則

第1節 計画の目的

本市における南海トラフ地震防災対策推進計画（以下、「推進計画」という。）は、南海トラフ沿いで発生する大規模な地震（以下、「南海トラフ地震」という。）及び南海トラフ地震のうち、想定される最大規模の地震（以下、「南海トラフ巨大地震」という。）による災害から住民の生命、身体及び財産を保護するため、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律第92号。以下、「南海トラフ法」という。）第5条第1項の規定に基づき、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、宮崎市におけるハード・ソフト両面にわたる総合的な南海トラフ地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 基本方針

【施策の基本方針】

南海トラフ地震は、わが国で発生する最大級の地震であり、①極めて広域にわたり、強い揺れと巨大な津波が発生すること、②津波の到達時間が極めて短い地域が存在すること、③時間差を伴って複数の巨大地震が発生すること、④これらのことから、その被害は広域かつ甚大となること、⑤南海トラフ巨大地震となった場合には、被災の範囲は超広域にわたり、その被害はこれまで想定されてきた地震とは全く様相が異なると考えられること等が挙げられる。

このため、これらの特徴を踏まえ、これまでの地震・津波対策の延長上では十分な対応が困難となる場合があることも考慮しつつ、市は、住民及び県、国等と連携し、計画的かつ速やかな防災対策を推進する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 避難対策の早期実施【施設整備の可否確認】 1. 避難対策 2. 津波避難対策	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第2項 広域防災体制の確立 1. 地域防災力の向上 2. 災害発生時の広域防災体制の確立	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第3項 計画的かつ早急な予防対策の推進 1. 建物や施設の耐震診断、耐震改修の早期実施 2. その他の予防対策の推進	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第4項 南海トラフ地震の時間差発生による災害拡大の防止 1. 連続発生を考慮した対応 2. 応急危険度判定の迅速化	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第5項 外力レベルに応じた対策	<input type="checkbox"/> 危機管理部

第1項 避難対策の早期実施【施設整備の可否確認】

1. 避難対策

市は、避難地の計画的整備、既存の避難施設の安全性の再評価、ブロック塀の補強、土砂災害のおそれのない安全な避難路等の確保、道路幅員の確保等を推進する。

また、住民も参画した避難訓練、防災教育を通じて、住民等の地震時の避難に関する意識啓発を推進し、避難対策の強化を図る。

2. 津波避難対策

市は、住民も参画した避難訓練、津波避難計画・津波避難行動計画の作成、防災教育、津波ハザードマップの整備・配布を通じて、住民等の津波避難に関する意識を啓発し、避難対策の強化を図る。

また、観光客や港湾における就労者、漁業従事者等の避難誘導計画を作成し、船舶・漁船等の退避に際し、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、事前の対応を関係者に周知しておく。

津波浸水想定域に位置する民間事業者にも、南海トラフ地震防災対策に係る避難計画の策定など津波からの避難対策の強化を要請する。

第2項 広域防災体制の確立

1. 地域防災力の向上

南海トラフ地震に対処するために、住民、企業、自主防災組織等の主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上を推進する。

そのため、市は、住民や企業に対し、南海トラフ地震等に関する正確な知識や日頃からの備え等についての普及啓発を重点的に実施する。

また、防災教育の充実を図り、防災士の育成を含めた地域の防災活動のリーダーの育成、消防団の加入促進による人員の確保、車両・資機材の充実や教育・訓練の充実・自主防災組織の充実を図るほか、企業の防災活動活性化のための事例集や広報紙等を作成し配布することにより、地域の総合的な防災力の向上を目指す。

2. 災害発生時の広域防災体制の確立

市は県、国との連携を図り、広域かつ甚大な被害が想定される南海トラフ地震発生時の広域防災体制を確立する。

また、市は、的確な応急対策を実施するため、被災情報等の収集・提供体制の整備、防災関係機関との情報の共有化を推進するほか、県との連絡体制の強化等を行う。

第3項 計画的かつ早急な予防対策の推進

1. 建物や施設の耐震診断、耐震改修の早期実施

市は、災害時の拠点となる住宅や学校、病院等多数の者が利用する施設、庁舎などの施設の耐震診断、耐震改修等の耐震化対策を強力的に推進する。

また、道路、鉄道等の各施設管理者に対し、必要に応じた速やかな耐震点検等を行うよう、耐震対策の計画的な実施について要請する。

2. その他の予防対策の推進

市は、日向灘北部地震等も考慮し、効果的かつ重点的な予防対策の推進を図る。

なお、防災施設の整備等に当たっては、ソフト対策とハード対策を組み合わせた効果的な対策の実施に配慮して行う。

第4項 南海トラフ地震の時間差発生による災害拡大の防止

1. 連続発生を考慮した対応

南海トラフ沿いでは、1854年の安政東海地震・安政南海地震では32時間の間隔において発生し、1944年の東南海地震・1946年の南海地震は約2年間の間隔において発生している。このため、市は先に発生した地震で大きな被害を受けた後、時間差を置いて再び大きな揺れ・津波が生じた場合を想定し、複数の時間差発生シナリオの検討を行い、複数回にわたる被災に対して臨機応変に対応できるよう応急活動、避難生活者保護、復旧活動などにおける注意喚起等の対策の検討を行う。

また、土砂災害により被害を受ける可能性がある地域の避難計画等を検討する。

2. 応急危険度判定の迅速化

市は、最初の地震で脆弱になった建築物等が次の地震で倒壊することにより発生する人的被害を防止するため、建築物や宅地、急傾斜地の応急危険度判定を早急に実施するとともに、危険な建築物や崖地等への立入禁止を強く呼びかける。

第5項 外力レベルに応じた対策

南海トラフ地震は、発生間隔が数十年から百数十年に一度程度の規模の地震津波（以下、「レベル1の地震・津波」という。）から、発生頻度が極めて低いものの科学的に想定し得る最大規模の地震・津波（以下、「レベル2の地震・津波」という。）までの様々なタイプが想定されており、発生頻度等を鑑み、防災・減災の目標を定めて対策を講じるべきである。

地震動による揺れへの対策は、レベル2の地震は震度6弱から震度7の強い揺れが広範囲に及ぶということであり、各施設管理者は、施設分野ごとの耐震基準を基に耐震化等の対策を着実に進める。なお、施設分野によっては、長周期地震動や液状化等に対して新たな対応を検討する。

津波対策については、海岸管理者等は、レベル1の津波を対象として海岸保全施設等を整備するが、津波が越流した場合にも、後背地の被害の軽減を図ることができるよう、海岸保全施設等の効果が粘り強く発揮される構造とする。加えて、市は、レベル2の津波を対象として、「命を守る」ことを目標として、住民避難を軸に、情報伝達、避難場所、避難施設、避難路、土地利用等のハード対策とソフト対策を総動員し、それらを組み合わせた総合的な対策を推進する。

第3節 被害想定

【施策の基本方針】

国（内閣府）・県においては、東日本大震災を踏まえ、南海トラフで科学的に考えられる最大クラスの地震予測として、南海トラフ内全体でマグニチュード9クラスの地震が発生した場合の想定を公表した。

詳細の被害想定は「地震災害対策編 第1章 第5節 第2項災害の想定」による

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 南海トラフ地震における自然現象の予測 1. 地震動の予測 2. 津波の予測	<input type="checkbox"/> 危機管理部
第2項 南海トラフ地震における被害想定 1. 建物被害 2. 人的被害 3. ライフライン被害 4. 生活への影響	<input type="checkbox"/> 危機管理部

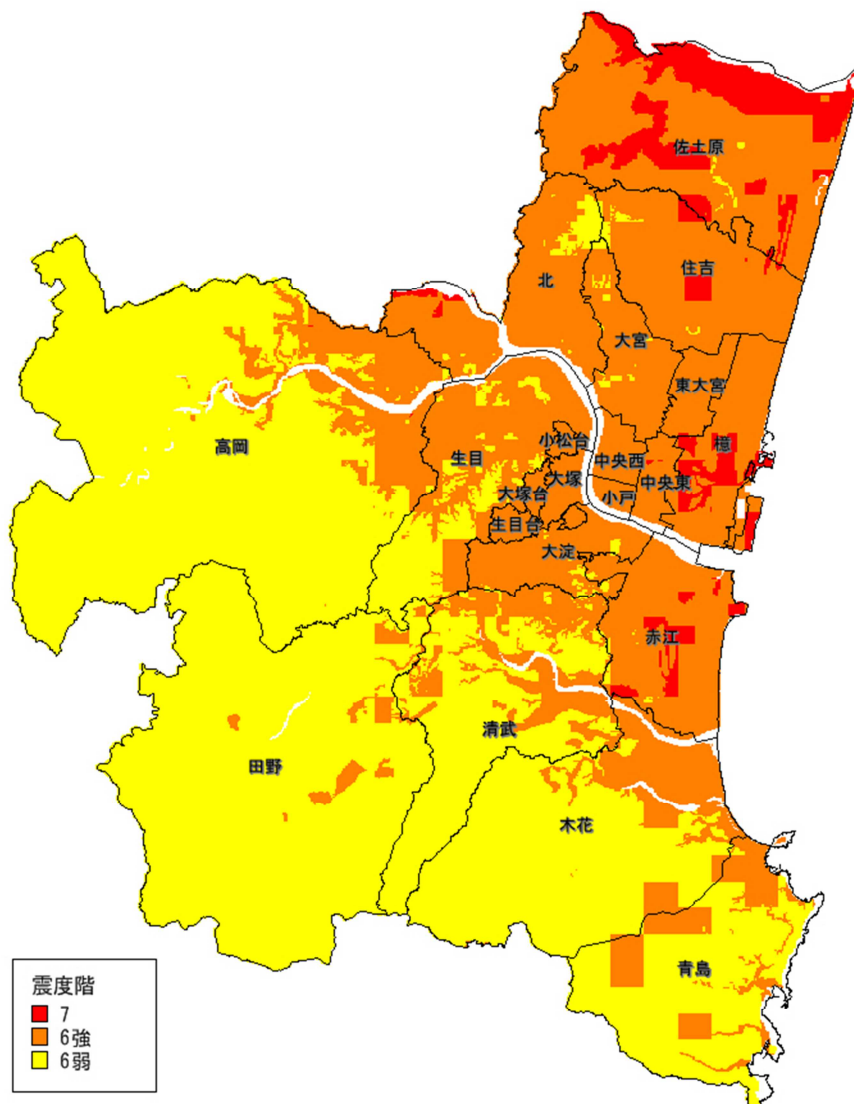
第1項 南海トラフ地震における自然現象の予測

1. 地震動の予測

宮崎県防災会議「地震専門部会」が公表した被害想定によると、「内閣府陸側ケース」及び「宮崎県独自ケース」の2つの地震動モデルを想定し、各ケースについて予測した地震動想定結果を重ねあわせ、最大クラスの地震動を想定した。

この最大クラスでは、宮崎市全体で震度6弱以上の揺れが想定されており、最も揺れが激しい震度7の地域は宮崎市の4%を占め、佐土原、住吉、檜、赤江などで予測される。

■ 震度分布図（最大クラス）



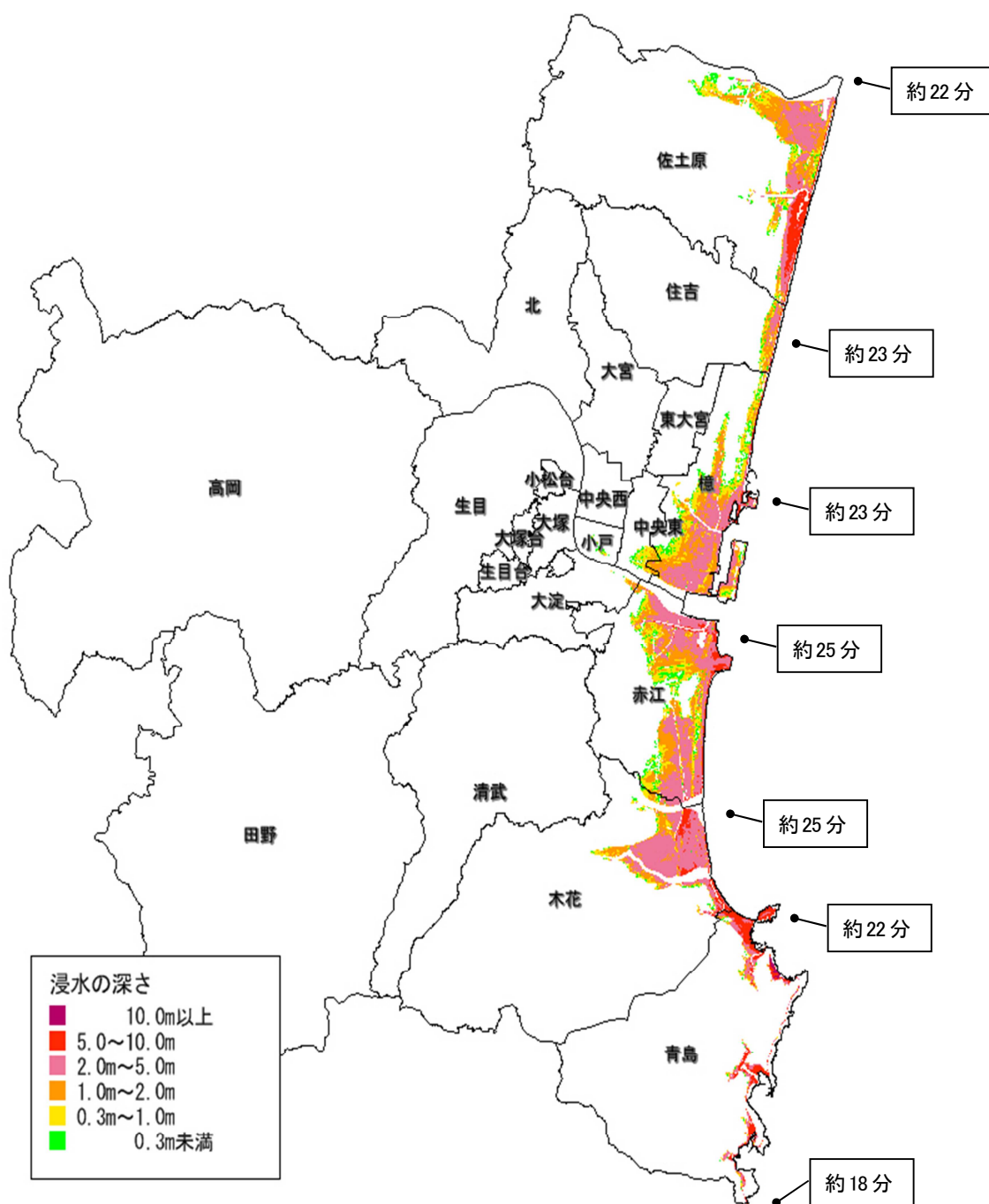
2. 津波の予測

県の予測では、「内閣府ケース④」、「内閣府ケース⑩」、「宮崎県独自ケース」の津波想定結果を重ねあわせて、「最大クラス」の津波を想定している。

この「最大クラス」では、宮崎市内の4,010haが浸水すると想定されており、青島付近の海岸部では10m以上の浸水が予測される。

なお、宮崎市における最大津波高は、折生迫・内海で約16m、最短津波到達時間は、いるか岬付近で約18分と想定される。

■津波浸水域及び最短津波到達時間図（最大クラス）



第2項 南海トラフ地震における被害想定

本市が平成25年度に、国（内閣府）・県の被害想定に基づいて行った、宮崎市防災アセスメント（地震・津波被害想定）調査報告書（平成26年3月31日以下、「防災アセスメント報告書」という。）による被害想定は次のとおり。

1. 建物被害

①全壊棟数

季節・時間	全壊棟数（棟）					
	液状化	揺れ	急傾斜地崩壊	津波	火災	合計
	全壊	全壊	全壊	全壊	焼失	全壊・焼失
冬18時	2,500	19,000	70	5,000	2,200	29,000

2. 人的被害

①死者数

季節・時間	死者数（人）						
	建物崩壊		急傾斜地崩壊	津波	火災	ブロック塀他	合計
	死者	（家具）	死者	死者	死者	死者	死者
冬深夜	1,500	80	10	1,400	60	—	3,000

3. ライフライン被害

①上水道

給水人口 （人）	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）	断水人口 （人）	断水率 （%）
396,000	395,000	100	379,000	96	295,000	75	97,000	24

※断水率＝断水人口/給水人口

②下水道

処理人口 （人）	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	支障人口 （人）	機能支障 率（%）	支障人口 （人）	機能支障 率（%）	支障人口 （人）	機能支障 率（%）	支障人口 （人）	機能支障 率（%）
354,000	349,000	98	306,000	86	210,000	59	192,000	44

※機能支障率＝支障人口/処理人口

③電力

電灯軒数 （軒）	被災直後		被災1日後		被災4日後		被災1週間後	
	停電軒数 （軒）	停電率 （%）	停電軒数 （軒）	停電率 （%）	停電軒 数（軒）	停電率 （%）	停電軒数 （軒）	停電率 （%）
209,000	201,000	96	143,000	68	44,000	21	16,000	8

※停電率＝停電軒数/電灯軒数

④通信

固定電話不通回線数

回線数 (回線)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)	不通回線 数(回線)	不通回線 率(%)
127,000	122,000	97	88,000	70	15,000	12	5,900	5

※不通回線率=不通回線数/回線数

⑤ガス(都市ガス)

都市ガス/供給停止戸数・供給停止率

需要家数 (戸)	復旧対象 需要家数 (戸)	被災直後		被災1日後		被災1週間後		被災1ヶ月後	
		供給停 止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停 止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停 止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)	供給停 止戸数 (戸)	供給 停止率 (%)
50,000	24,000	19,000	79	18,000	75	13,000	52	-	0

- : わずか

※供給停止率=供給停止戸数/復旧対象需要家数(全半壊した需要家を除いた需要家数)

4. 生活への影響

①避難者

人口 (人)	避難者数(人)								
	被災1日後			被災1週間後			被災1ヵ月後		
	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外	避難者	避難所	避難所外
404,447	140,000	88,000	52,000	171,000	99,000	72,000	173,000	52,000	121,000

第4節 防災関係機関の業務大綱

宮崎市の地域に係る地震防災に関し、市内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者(以下、「防災関係機関」という。)の処理すべき事務又は業務の大綱は、「地震災害対策編 第1章 第3節 防災関係機関の業務責任と処理すべき業務の大綱」に準ずる。

第2章 災害対策組織の設置等

市長は、南海トラフ地震が発生したと判断されるときは、災害対策基本法（以下、「基本法」という。）に基づき、直ちに宮崎市災害対策本部及び必要に応じて現地災害対策本部（以下、「市災対本部等」という。）を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

なお、その運営方法は、「地震災害対策編 第3章 第1節活動体制の確立」に準ずる。

第1節 災害対策組織の設置

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 市災対本部等の設置基準と配備体制 1. 活動体制 2. 職員の参集基準	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 人事班 <input type="checkbox"/> 予備配備担当班 <input type="checkbox"/> 警戒配備担当班 <input type="checkbox"/> 各支部

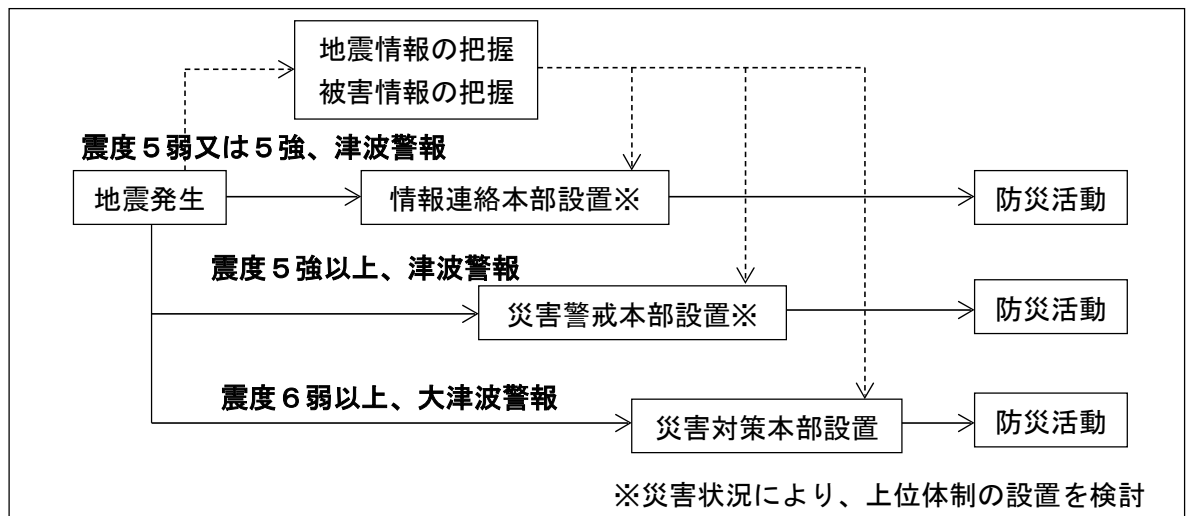
第1項 市災対本部等の設置基準と配備体制

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第1節 第1項災害対策組織計画】

1. 活動体制

市長は、南海トラフ地震が発生した場合において、直ちに市災対本部等を設置し、本計画に基づき、全庁で防災活動を遂行する。

■活動の体制



注) 震度4の地震が発生した場合、市内で震度3以上の地震が多発しているとき、宮崎県に津波注意報が発表された場合、県内で震度6弱以上の地震が発生した場合は、危機管理課職員による予備配備体制とする。

■市災対本部及び市警戒本部の設置基準

区分	本部長	設置基準
市警戒本部	危機管理部長	○震度5強の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき ○宮崎県に津波警報が発表されたとき ○その他、本部長が必要と認めたとき
市災対本部	市長	○震度6弱以上の地震が観測され、その対策を要すると認めたとき ○宮崎県に大津波警報が発表されたとき ○その他、本部長が必要と認めたとき

2. 職員の参集基準

【準拠規定:地震災害対策編 第3章 第1節 第2項職員配備計画】

■配備体制とその基準・内容

体制	配備の基準	活動内容
準予備配備	○市内で震度4の地震が発生したとき ○市内で震度3以上の地震が多発しているとき ○宮崎県に津波注意報が発表されたとき ○県内（市内を除く）で、震度6弱以上の地震が発生したとき ○危機管理課長が必要と認めたとき	○災害関連情報の収集伝達 ○津波の警戒 ○災害時の応援準備
配予備	○市内で震度5弱又は5強の地震が発生したとき ○宮崎県に津波警報が発表されたとき ○危機管理課長が必要と認めたとき	○災害関連情報の収集伝達 ○市災害対策本部の設置に備えた連絡体制の確立
警戒配備	○市内で震度5強の地震が発生し、被害が予想されるとき ○宮崎県に津波警報が発表され、被害が予想されるとき ○宮崎県に大津波警報が発表されたとき ○市長又は危機管理部長が必要と認めたとき	○災害関連情報の収集伝達
非常配備	○市内で震度6弱以上の地震が発生したとき ○宮崎県に大津波警報が発表され、被害が予想されるとき ○地震又は津波によって局地的被害が発生したとき ○市長が必要と認めたとき	○被害に対する応急活動 ○被災者への救援活動の実施
特別配備非常	○地震又は津波によって、甚大な被害が発生したとき ○市長が必要と認めたとき	○全職員による災害応急活動の実施

○準予備配備体制は、危機管理課職員による体制とし、災害種別、規模等に応じて本部総括班長から関係課に要請し、関係職員によってとる予備配備に準じる体制とする。
○準警戒配備体制とは、災害種別、規模等に応じて危機管理部長から関係課に要請し、関係職員によってとる警戒配備に準じる体制とする。

第2節 災害対策組織の組織及び運営

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 災害対策組織の組織及び運営	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 人事班 <input type="checkbox"/> 予備配備担当班 <input type="checkbox"/> 警戒配備担当班 <input type="checkbox"/> 各支部
第2項 市災対本部等の設置場所	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 人事班 <input type="checkbox"/> 予備配備担当班 <input type="checkbox"/> 警戒配備担当班 <input type="checkbox"/> 各支部
第3項 夜間・休日発災時の本部機能の確保	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 人事班 <input type="checkbox"/> 予備配備担当班 <input type="checkbox"/> 警戒配備担当班 <input type="checkbox"/> 各支部

第1項 災害対策組織の組織及び運営

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第1節 第1項災害対策組織計画】

市災対本部等の組織及び運営は、基本法、宮崎市災害対策本部条例に定めるところによるほか、「地震災害対策編 第3章 第1節 第1項災害対策組織計画」に準ずる。

第2項 市災対本部等の設置場所

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第1節 第1項災害対策組織計画】

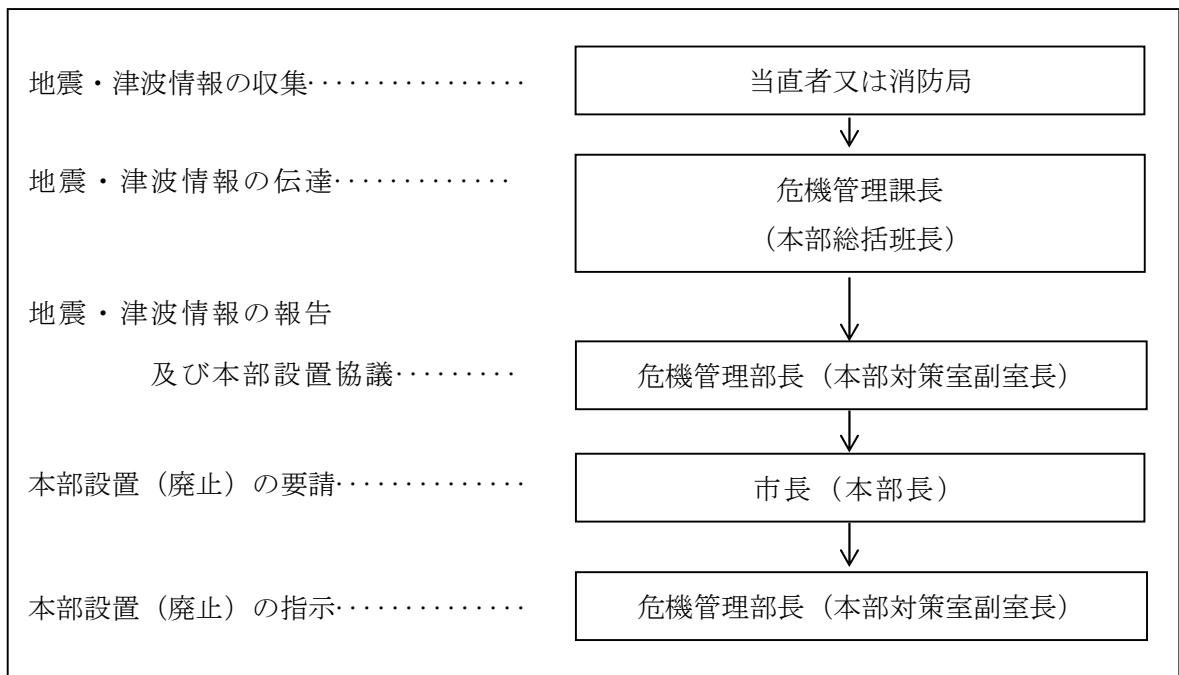
市災対本部等は、原則として市役所内に設置するが、庁舎の被災により使用不可能な場合には、他施設の使用可能性を調査し、使用可能性が確認された場所に設置する。

第3項 夜間・休日発災時の本部機能の確保

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第1節 第1項災害対策組織計画】

夜間及び休日において、大規模な地震が発生したと予想される場合、市災対本部等が必要な初動対応を迅速かつ的確に実施できるよう、本部機能確保の措置を講じる。

■夜間・休日の設置（廃止）基準



第3節 動員配備計画

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 動員配備体制	<input type="checkbox"/> 本部総括班（危機管理課） <input type="checkbox"/> 人事班 <input type="checkbox"/> 予備配備担当班 <input type="checkbox"/> 警戒配備担当班 <input type="checkbox"/> 各支部
第2項 職員の参集基準 1. 非常参集 2. 応援のための動員	<input type="checkbox"/> 本部総括班（危機管理課） <input type="checkbox"/> 人事班 <input type="checkbox"/> 予備配備担当班 <input type="checkbox"/> 警戒配備担当班 <input type="checkbox"/> 各支部

第1項 動員配備体制

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第1節 第2項職員配備計画】

市長は、J R、道路等の利用ができない事情等の発生の可能性を勘案し、配備体制及び参集基準等を、常に見直し、危機管理課で掌握する。

第2項 職員の参集基準

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第1節 第2項職員配備計画】

職員は、地震発生後の情報等の収集に積極的に努め、参集に備えるとともに、発災の程度を勘案し、動員命令を待つことなく、自己の判断により定められた場所に参集する。

1. 非常参集

市職員は、夜間及び休日又は退庁後において、気象業務法に基づく注意報又は警報の発表、その他異常現象の通知を受けたとき又はテレビ・ラジオ等により災害の発生又は発生のおそれがあることを知ったときは、災害情報を確認し、自主的に市役所に登庁する。

また、早期参集者は、発災直後の情報収集・伝達、防災関係機関との連絡調整等の初動体制を行うことにより、市災対本部等の機能の確保を図る。

なお、道路等の寸断等により登庁できない場合は、所属長へその旨を連絡するとともに、最寄りの関係機関へ出向き、応急活動に従事する。

2. 応援のための動員

市長（本部長）は、災害応急対策を迅速かつ円滑に実施するために必要があると認めるときは、各課（各対策班及び各係）に所属する職員を他の課（対策班及び係）に派遣する。

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第1節 第2項職員配備計画】

第3章 地震発生時の応急対策等

【準拠規定：地震災害対策編 第3章災害応急対策計画】

市及び防災関係機関は、南海トラフ地震が発生した場合、被害を防止し又は最小限に食い止めるため、「地震災害対策編 第3章 各節」に定めるもののほか、特に本節に定める事項に留意して応急措置を講じるものとする。

地震発生後の防災関係機関の動きとしては、まず、被害規模等の情報の収集連絡が重要であり、次いで、その情報に基づき所要の体制を整備するとともに、人命の救助・救急・医療・消火活動を実施し、避難対策、必要な生活支援（食糧、飲料水等の供給）を行う。当面の危機的状況に対処した後は、保健衛生、社会秩序の維持、ライフライン等の復旧、被災者への情報提供、二次災害（土砂災害、風水害、建築物倒壊等）の防止を行うものとする。

また、応急対策活動を行うに当たっては、広域的な人的、物的支援の円滑な受入れを積極的、弾力的に行う。

第1節 地震発生時の応急対策

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 情報の収集・伝達	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
第2項 施設の緊急点検・巡視	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
第3項 二次災害の防止	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 各班
第4項 救助・救急・消火・医療活動	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各班
第5項 物資調達	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各班
第6項 輸送活動	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各班
第7項 保健衛生、防疫、ごみ・がれきの処理活動	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各班

第1項 情報の収集・伝達

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第2節 第1項災害情報の収集・伝達】

1) 地震被害状況等の情報の収集・伝達

被災の状況により通常使用している情報伝達網が寸断されることを考慮し、情報の種類に応じて防災行政無線等、多ルート、複数の情報伝達手段を利用して行う。

2) 地震情報等の連絡

地震が発生した場合、まず、地震情報等が、福岡管区及び宮崎地方気象台から、県及び「震度情報ネットワークシステム」によって、市及び関係機関に連絡される。市は、あらかじめ定めた手法により、速やかに住民に地震情報等を伝達する。

なお、市は、県及びN T T大阪センター、その他からの伝達を待つことなく、放送等により

情報を把握し、住民等への伝達に努める。

【準拠規定:地震災害対策編 第3章 第2節 第1項災害情報の収集・伝達】

3) 地震発生時における初動体制

【準拠規定:地震災害対策編 第3章 第1節 第3項地震時の初動体制・活動】

4) 被害規模の早期把握のための活動

市は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関が受入れている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

市は、被害規模を早期に把握するため、地震情報から被害の発生が予想される地域を中心として、参集職員の参集途上における視認情報、110番及び119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集する。

市は、県、自衛隊（震度6弱以上の場合）、警察等が実施するヘリコプターによる上空からの情報を収集し、また、必要に応じ画像情報の利用による被害規模の把握を行う。

【準拠規定:地震災害対策編 第3章 第2節 第1項災害情報の収集・伝達】

5) 地震発生直後に行う第1報の被害情報等の収集・連絡

市は、人的被害状況、建築物の被害状況及び火災、土砂災害の発生状況等の情報を収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から第1報として直ちに県へ連絡する。

【準拠規定:地震災害対策編 第3章 第2節 第1項災害情報の収集・伝達】

6) 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、市災対本部設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡する。

【準拠規定:地震災害対策編 第3章 第4節 第2項県・市町村間の応援要請・受入れ】

7) 災害医療情報の確保

災害医療情報の収集に当たっては、救急医療情報機関の機能の把握を行うとともに、医療情報の総合的なネットワーク化を図る。

【準拠規定:地震災害対策編 第3章 第7節 第3項医療情報の確保】

8) 通信途絶時の避難指示

通信の途絶、交通の障害等により、市長等と災害対策本部の連絡がとれない場合、意思決定代理順位に基づき、遅滞なく避難指示を行う。

【準拠規定:地震災害対策編 第3章 第1節 第2項職員配備計画、
第3章 第5節 第1項避難に関する情報の伝達】

9) 県防災救急ヘリコプターの活用

交通の途絶等により陸上からの広報が困難と判断される場合や緊急搬送（傷病者、医療救護要員、物資等の搬送）等を行う場合は、県防災救急ヘリコプターの活用を要請する。

【準拠規定:地震災害対策編 第3章 第4節 第6項防災救急ヘリコプターの応援要請】

第2項 施設の緊急点検・巡視

発災後直ちに、専門技術者等を活用して、それぞれの所管する施設、設備の緊急点検・巡視を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、県・関係機関等に報告するほか、障害物の除去、二次災害の防止及び被災者の生活の確保を最優先に施設機能の確保を行う。

1) 公共土木施設災害応急対策

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第16節公共施設等の応急復旧活動】

2) 指定避難所の開設

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第5節 第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営】

3) 上水道、下水道施設災害応急対策

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第17節 第1項上水道施設災害対策、
第2項下水道施設災害対策】

4) 障害物除去計画

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第10節 第5項障害物除去対策】

5) 文教対策

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第19節文教対策】

6) 危険物等災害応急対策

【準拠規定：その他の災害対策編 第5章危険物等災害対策計画】

7) 農林業施設等災害応急対策

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第20節農林水産災害応急対策】

第3項 二次災害の防止

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第18節二次災害の防止活動】

市は、地震による建築物の倒壊、水害・土砂災害等による二次被害を防止し、必要に応じた施設の点検・応急措置、関係機関と相互協力し、警戒・避難対策等を実施する。

第4項 救助・救急・消火・医療活動

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第6節 第1項救助・救急活動、
第3章 第7節医療救護活動】

市は、自衛隊・警察・消防等実動部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携を推進する。

第5項 物資調達

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第9節食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動】

市は、発災後適切な時期において、市が所有する公的備蓄量、企業との協定等により調達可能な流通備蓄量、他の市町村との協定等による調達量について、主な品目別に確認し、その不足分を県に供給要請する。

第6項 輸送活動

「地震災害対策編 第3章 第8節 第1項交通規制の実施、第2項緊急輸送道路の確保、第3項緊急輸送」に準拠する。

第7項 保健衛生、防疫、ごみ・がれきの処理活動

「地震災害対策編 第3章 第10節 第1項防疫・保健衛生対策、第2項衛生対策、第4項し尿、ごみ、がれきの処理対策、第6項被災建築物等のアスベスト飛散・ばく露防止対策」に準拠する。

第2節 資機材、人員等の配備手配

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 物資等の調達手配	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各班
第2項 人員の配置	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各班
第3項 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各班

第1項 物資等の調達手配

1) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材（以下、「物資等」という。）について、関係機関へ供給要請を行う。

ア 医療・救出・救助用資機材

【準拠規定：地震災害対策編 第2章 第16節 第3項資機材等の供給体制の整備】

イ 防災・防疫等の環境衛生用資機材

【準拠規定：地震災害対策編 第2章 第16節 第3項資機材等の供給体制の整備】

ウ 水防資機材

【準拠規定：地震災害対策編 第2章 第16節 第3項資機材等の供給体制の整備】

エ 食糧、飲料水及び生活必需品等

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第9節食糧・飲料水及び生活必需品の調達・供給活動】

2) 市は、県に対して区域内の居住者、公私の団体（以下、「居住者等」という。）及び観光客やドライバー等（以下、「観光客等」という。）に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のために必要な物資等の供給要請を行う。

第2項 人員の配置

市は、市災対本部等組織人員をはじめ、動員配備状況を県に報告する。

第3項 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

【準拠規定：地震災害対策編 第2章 第16節 第3項資機材等の供給体制の整備】

市は、地震が発生した場合において、災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、必要な資機材の点検、整備及び配備等の準備を行う。

■担当課及び関係機関内訳

資機材、人員の手配内容	市担当課	応援要請機関
組織体制（初動体制）の確立	・危機管理部	・県危機管理課 ・周辺市町村
災害時用ヘリポートの確保	・危機管理部・消防局	・県危機管理課
災害用装備資機材	・危機管理部 ・消防局	・県危機管理課
水防資機材の備蓄	・建設部(土木課) ・消防局	・県土木事務所 ・国土交通省
救命・救助装備	・消防局	・県危機管理課 ・市医師会・県医師会

第3節 他機関に対する応援要請

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第4節 第2項県・市町村間への応援要請・受入れ、
第3項他市町村への応援の実施、第4項協定に基づく応援派遣要請、
第5項指定地方行政機関又は指定公共機関等への応援要請】

災害応急対策の実施にあたり、締結している応援協定に基づき、応援要請を実施する。また、必要と判断される民間との応援協定の締結に努める。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 自衛隊の災害派遣	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 各班

第1項 自衛隊の災害派遣

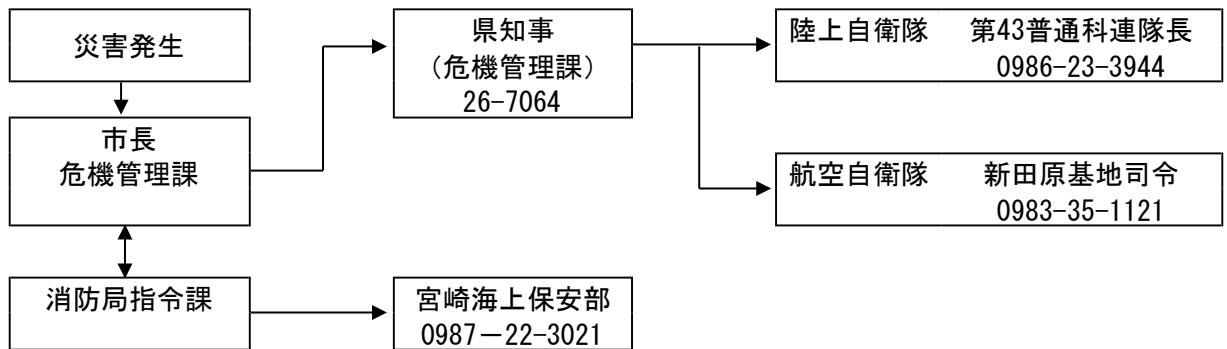
【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第4節 第1項自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保】

- 1) 市長は、地震の規模や収集した被害情報から自衛隊の派遣要請の必要性を判断し、必要があれば直ちに、知事に自衛隊の派遣要請依頼を行う。そのいとまがないときは、直接自衛隊に通知する。また、事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。
- 2) 自衛隊災害派遣要請

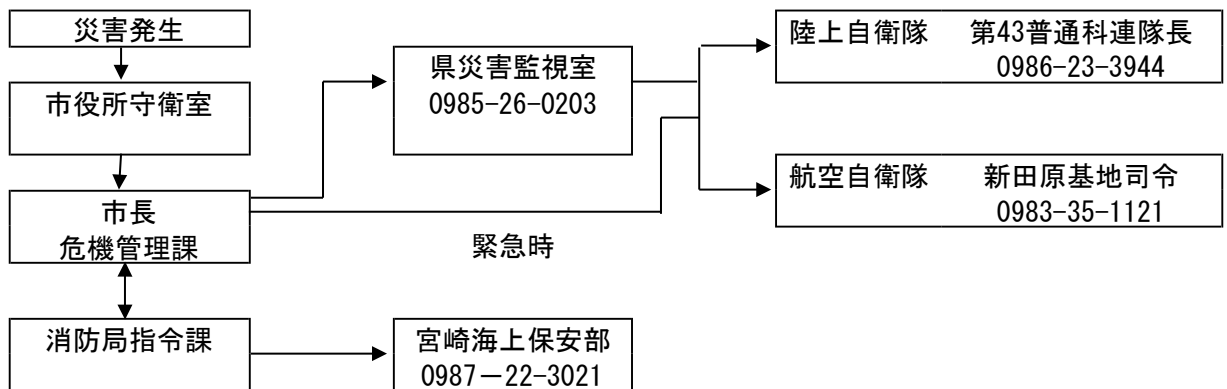
【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第4節 第1項自衛隊派遣要請・受入れ体制の確保】

■災害派遣要請系統図

① 勤務時間中



② 勤務時間外



第4章 津波の防護及び避難対策計画

市は、南海トラフ地震による津波の危険性から住民の安全を確保するため、水門等の津波防護施設の整備をはじめ、同報系防災行政無線等の情報伝達体制の整備、津波警報等の迅速な伝達や津波避難対策など必要な措置を行い、万全を期する。

第1節 津波からの防護のための施設の整備等

- 1) 市は、防潮堤、水門等を管理する者へ、津波による被害を防止・軽減するための施設の点検、補強等の施設の整備点検を推進し、要請する。
- 2) 市は、水門等を管理する者へ、地震発生時に多数の水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順について、平常時から管理方法等について具体的な検討をするよう要請する。この場合において、水門の閉鎖に係る捜査員の安全確保に配慮したものとする。また、内水排除施設等について、発災に備えて、施設の作動確認及び管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所用の被災防止措置を講じる。
- 3) 津波により住家等の孤立が懸念される地域にあっては、ヘリポート、ヘリコプター臨時発着場・港湾・漁港等の整備を推進する。

第2節 津波に関する情報の伝達等

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第2節 第1項災害情報の収集・伝達】

- 1) 気象庁から津波警報等が発表された場合、津波警報等の内容を住民に広報し、避難指示の措置を行う。なお、市は地域の特性を踏まえつつ、津波警報等の内容に応じた避難指示の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。これらの場合において、地域住民が具体的にとるべき行動を併せて示すこと等に配慮するものとする。
- 2) 同報系防災行政無線等を活用してその区域内の居住者、公私の団体（以下、「居住者等」という。）及びその区域内に一時滞在する観光客、釣り客・ドライバー等（以下、「観光客等」という。）並びに防災関係機関に対し、津波に関する情報を正確かつ広範に伝達する。
- 3) 市は、船舶に対する津波警報等の伝達については、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、船舶、漁船の固定、港外退避等のとるべき措置を併せて示すことに配慮するものとする。
- 4) 津波警報等の迅速な伝達を行うため、同報系防災行政無線などの防災行政無線の整備等を推進する（本計画第6章）。また、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮するものとする。

第3節 避難対策計画

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 地域住民等の避難行動等	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各班
第2項 避難対策の早期実施	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各班
第3項 意識の普及啓発	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各班
第4項 乗客等の避難誘導等	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各班

第1項 地域住民等の避難行動等

- 1) 南海トラフ地震が発生した場合において、津波により避難が必要となることが想定される地区別の避難地、避難路その他具体的な避難方法等について、市津波避難計画、自治会（自主防災組織）ごとの津波避難行動計画等の整備を行う。また、訓練を通じて被害想定の実施などによる検証を通じて市津波避難計画・津波避難行動計画の見直しを行う。
- 2) 高台への避難に相当な時間を要する平野部等における避難地の指定に当たっては、堅牢な高層建物の中・高層階を避難場所として利用するいわゆる津波避難ビル等の活用を推進するものとする。
民間施設の津波避難ビルの指定についてもその重要性を周知し、協力を要請していく。
- 3) 海浜部における避難の方法
 - ①必要な強い揺れ（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い揺れであっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜から離れ、早急に安全な場所に避難するよう避難指示を発令する。
 - ②揺れを感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜から離れ、急いで安全な場所に避難することを原則とする。
 - ③津波に関する情報を把握し津波到達までに時間的余裕があると認められる場合には、避難に要する時間を十分確保した上で、必要な安全確保対策を実施する。

第2項 避難対策の早期実施

市は、観光客や港湾における就労者、漁業従事者等の避難誘導計画を作成する。船舶・漁船等の港外退避等に係る措置についても、予想される津波の高さ、到達時間等を踏まえ、事前に対応を決めて、関係者に周知する。

第3項 意識の普及啓発

居住者等及び観光客等が津波襲来時に的確な避難を行うことができるようにハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催その他の津波からの避難に関する意識を啓発する。

また、居住者等は、避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努めるべきである。

第4項 乗客等の避難誘導等

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第5節 第3項避難誘導の実施】

船舶、列車等の乗客や駅、港湾に滞在する観光客・通行者等には、津波警報等の内容を広報し、避難誘導等、避難指示の措置を行う。

第4節 市の施設等に関する対策

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 市の施設に関する対策	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各班
第2項 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入りする施設関係施設 1. 津波警報等の顧客等への情報伝達	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各班
第3項 施設の安全性を踏まえた措置	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各班

第1項 市の施設に関する対策

- 1) 庁舎等公共施設のうち津波避難実施上大きな役割を果たすことが期待できる施設については、非常用発電装置、飲料水や食糧等の備蓄を確保し、また、テレビ、ラジオ、コンピューター等による情報を入手するための機器も確保した上で、利用可能の可否を確認し、災害対策の実施に活用する。
- 2) 各施設について、地震発生時の津波襲来に備えた緊急点検及び巡視を実施する。

第2項 病院、劇場、百貨店、旅館等不特定かつ多数の者が出入する関係施設

1. 津波警報等の顧客等への情報伝達
 - 1) 津波警報等の情報を受信した場合、不特定かつ多数の者が出入する施設の患者、観客、顧客、宿泊者その他の者（以下、「顧客等」という。）に対し、津波警報等の内容を広報し、避難指示の措置を行う。
 - 2) 顧客等が適切な避難行動が行えるよう避難地や避難経路、避難対象地区、交通規制状況その他必要な情報を併せて伝達する。

第3項 施設の安全性を踏まえた措置

中・高層の建築物に出入り又は入居している施設は、高台等への避難に相当な時間を要する場合で、耐震性・耐浪性を有するなど安全性が確保されている場合においては、地域に予想される津波の高さより高い標高を有する階（原則として3階以上）を避難場所とすることができるものとする。

第5章 避難対策

市は、南海トラフ地震による災害の危険性にある住民を、安全な場所に避難させるための避難指示の伝達、避難誘導、移送、指定避難所の開設等の方法を確立し、迅速かつ円滑な避難の実施を図る。

第1節 避難情報の伝達計画

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 避難指示の基準	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 施設管理者
第2項 避難指示等の周知	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 施設管理者

第1項 避難指示の基準

【準拠規定:地震災害対策編 第3章 第5節 第1項避難に関する情報の伝達】

避難指示の時期については、国・県、宮崎地方気象台が発表する地震に関する警報等に準じて、居住者等及び観光客等並びに防災関係機関に対し、迅速かつ正確に伝達し、避難指示の判断並びに発令を行う。

第2項 避難指示の周知

【準拠規定:地震災害対策編 第3章 第5節 第1項避難に関する情報の伝達】

- 1) 市長は自ら避難指示を行ったとき、又は避難指示者から避難の指示を行った旨の通知を受けたときは、危機管理課が関係機関と連携のもと、広報の伝達方法に従い、住民に対しその周知徹底を図るとともに、知事に報告する。
- 2) 関係機関への連絡
市長及び知事は、避難指示した状況を速やかに関係機関に対して連絡する。
- 3) 住民への周知徹底
市長は、避難指示を行った状況を速やかに住民に対して周知する。また、避難の必要がなくなった場合は、直ちにその旨を公示する。
ア 直接的な周知として、サイレン、警鐘、防災行政無線、拡声器、口頭等の手段を用い、又は併用し、迅速に必要なと認める地域の居住者等、滞在者に広報する。
イ 報道機関等の協力を得て、間接的に住民に広報する。

第2節 避難対策計画

[施策の体系・担当部班]

施策	担当部・班
第1項 避難指示地区の広報	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 施設管理者
第2項 住民への周知	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 施設管理者
第3項 指定避難所の開設	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 施設管理者
第4項 指定避難所の運営管理	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 施設管理者
第5項 要配慮者対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 子ども未来対策部 <input type="checkbox"/> 施設管理者
第6項 避難場所での救護	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 施設管理者

第1項 避難指示地区の広報

地震発生に伴う避難指示を行った対象地区を広報し、明示する。

また、市は指定避難場所について、施設の耐震診断等緊急点検・巡視を行い、原則として老人、子供、病人、障がい者等要配慮者の保護のため、必要に応じて屋内避難に使用する建物を明示する。

第2項 住民への周知

市は、次の事項について住民にあらかじめ十分周知を図る。

- 1) 避難対象地区の範囲
- 2) 想定される危険の範囲
- 3) 避難場所（屋内、屋外の種別）
- 4) 避難場所に至る経路
- 5) 避難指示の伝達方法
- 6) 避難場所にある設備、物資等及び避難場所において行われる救護の措置等
- 7) その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

第3項 指定避難所の開設

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第5節 第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営】

市は、発災時に、必要に応じ指定避難所を開設し、住民等に対し周知徹底を図る。また、必要があれば、あらかじめ指定された指定避難所以外の施設についても、災害に対する安全性を確認のうえ、管理者の同意を得て避難所として開設する。

第4項 指定避難所の運営管理

【準拠規定：地震災害対策編 第3章 第5節 第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営】

市は、収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、各指定避難所の適切な運営管理に努める。この際、指定避難所における情報の伝達、食糧、飲料水等の配布、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力が得られるよう必要に応じ関係機関に対して協力を求める。

避難した住民等は、自主防災組織等の単位ごとに互いに協力しつつ、避難場所の運営に協力するものとする。

また、市は避難場所等から自宅へ戻ろうとする住民等の安全確保のため、津波警報等の情報の提供について配慮するものとする。

第5項 要配慮者対策

【準拠規定：風水害対策編 第2章 第9節要配慮者等安全確保体制の整備】

市は、地域住民・団体や社会福祉施設・医療機関等と連携しながら、要配慮者を支援する体制づくりに努め、災害発生時における要配慮者支援体制を強化するとともに、「宮崎市要配慮者避難支援プラン」に基づき、対策を行う。

第6項 避難場所での救護

避難場所での救護に当たっては、次の点に留意する。

- 1) 避難者に対し実施する救護の内容
 - ア 避難施設への収容
 - イ 食糧、飲料水及び毛布の供給
 - ウ その他必要な措置
- 2) 市は1)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図る。
 - ア 流通在庫の引き渡し等の要請
 - イ 県に対し備蓄品等の配給要請
 - ウ その他必要な措置

第3節 市の施設に関する対策

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 不特定かつ多数の者が出入りする施設	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 子ども未来対策部 <input type="checkbox"/> 施設管理者
第2項 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 施設管理者
第3項 工事中の建築等に対する措置	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 各対策部連絡班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 生涯学習班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 福祉対策部 <input type="checkbox"/> 施設管理者

第1項 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市は、庁舎、社会教育施設、病院、学校等の不特定かつ多数の者が出入りする施設の管理については特に留意する。

1) 各施設に共通する事項

- ア 警報等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 食糧・飲料水等の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、市防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピューター等情報を入手するための機器の整備

2) 個別事項

- ア 病院、療養所、診療所等
重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
- イ 学校、研修所等
当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護の措置
- ウ 社会福祉施設
重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置。
なお、施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。

第2項 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

- 1) 市災対本部等を設置する施設の管理者
 - ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 市災対本部等の設置に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- 2) 市は、指定避難場所又は救護所が開設される学校、公民館等施設の管理者へ、避難対策に必要な資機材の搬入、配備のための協力を要請する。

第3項 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

第6章 時間差発生等(南海トラフ地震臨時情報発表時)における円滑な避難の確保等

気象庁は、南海トラフ全域を対象として、異常な現象を観測した場合や地震発生の可能性が相対的に高まっていると評価した場合等に、次の条件により「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。

市は「南海トラフ地震に関連する情報」が発表された際は、状況に応じた体制に移行するとともに、地震発生までの時間を有効活用し、優先順位を明確にしたあらゆる諸準備を推進して、大規模地震発生時の防護性と即応性の強化を図り、防災対策に万全を期する。

■南海トラフ地震に関する情報

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報（調査中）	観測された異常な現象（※）が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）	巨大地震地震の発生に警戒が必要な場合 ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M8.0以上の地震が発生した場合
南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）	巨大地震の発生に注意が必要な場合 ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界において、M7.0以上M8.0未満の地震が発生した場合、又は南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合及びひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりを観測した場合
南海トラフ地震臨時情報（調査終了）	（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれかにも当てはまらない現象と評価した場合
南海トラフ地震関連解説情報	観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合、または「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし、臨時情報を発表する場合を除く。）

※南海トラフの想定震源域またはその周辺でM6.8程度以上の地震が発生した場合や南海トラフの想定震源域のプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべりが発生した可能性がある場合を想定

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等 1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達 2. 災害対策組織の設置	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 情報分析班

第1項 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達

危機管理課（情報分析班）は、気象庁が「南海トラフ地震に関連する情報」を発表した場合には、その内容を各対策部に伝達する。各部（各対策部）は、情報の緊急性、重要性等を判断し、必要な措置を講じる。

2. 災害対策組織の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合には、市内における災害応急対策に対処するため、本計画の定めるところにより「宮崎市災害警戒本部」を設置する。

各対策部は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮崎市防災会議を構成する関係機関との緊密な連絡と協力のもとに、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例
資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等 1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達 2. 災害対策組織の設置	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 情報分析班
第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 広報班
第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部 <input type="checkbox"/> 各支部
第4項 災害応急対策をとるべき期間等	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部 <input type="checkbox"/> 各支部
第5項 避難対策等 1. 地域住民等の避難行動等 2. 避難所の運営	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 広報班 <input type="checkbox"/> 施設管理者 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 要配慮者支援班
第6項 消防機関等の活動	<input type="checkbox"/> 消防対策部
第7項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の防災関係機関の業務大綱	<input type="checkbox"/> 各防災関係機関
第8項 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策	<input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 各対策部 <input type="checkbox"/> 各支部 <input type="checkbox"/> 施設管理者
第9項 滞留旅客等に対する措置	<input type="checkbox"/> 本部避難対策班 <input type="checkbox"/> 消防対策部 <input type="checkbox"/> 輸送班 <input type="checkbox"/> 管財班

■ 第1項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達

本項目については【南海トラフ地震防災対策推進計画編 第6章 第1節 第1項 1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達】を参照する。

2. 災害対策組織の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、市内における災害応急対策に対処するため、本計画の定めるところにより「宮崎市災害対策本部」を設置する。

各対策部は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮崎市防災会議を構成する関係機関との緊密な連絡と協力のもとに、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例
 資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

市は、【風水害対策編 第3章 第5節災害広報活動】を参照し、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報などについて周知する。

第3項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、本計画に定めるところにより、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等を実施する。

第4項 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震の発生から1週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたマグニチュード6.8程度以上の地震が発生、またはプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとるものとする。

また、当該期間経過後1週間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第5項 避難対策等

1. 地域住民等の避難行動等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後に、国からの指示が発せられた場合には、県が公表した地震発生から30分以内に30cm以上の浸水が生じる地域（以下、「津波浸水30分以内30cm以上想定地域」という。）に対し、避難指示を基本とした避難に関する情報を発令する。

津波浸水30分以内30cm以上想定地域において、後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難することに対し不安を覚える住民等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、市が発令する避難に関する情報に従い、避難場所等から親戚・知人宅や指定避難所へ避難するものとする。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合には、津波浸水30分以内30cm以上想定地域以外に対し、日頃からの地震への備えを再確認する等の防災対応をとる旨を呼びかける。

2. 避難所の運営

本項目については【風水害対策編 第3章 第7節 第4項指定避難所及び収容避難所の開設・運営】を参照する。

第6項 消防機関等の活動

本項目については【津波災害対策編 第3章 第2節水防計画】を参照する。

第7項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の防災関係機関の業務大綱

本項目については【南海トラフ地震防災対策推進計画編 第1章 第4節防災関係機関の業務大綱】を参照する。

ただし、地震発生時期等の確度の高い予測は困難であり、完全に安全な防災対応を実施することは現実的に困難であることを踏まえ、日頃からの地震への備えを再確認するなど、個々の状況に応じて適切な防災対応を実施したうえで、できる限り事業を継続することを基本とする。

第8項 市が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

本項目については【風水害対策編 第3章 第18節公共施設等の応急復旧活動】を参照する。

第9項 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援など必要な対策を実施する。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

【施策の体系・担当部班】

施策	担当部・班
第1項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部等の設置等 1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達 2. 災害対策組織の設置	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 本部総括班 <input type="checkbox"/> 情報分析班
第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知	<input type="checkbox"/> 本部総務班 <input type="checkbox"/> 広報班
第3項 災害応急対策をとるべき期間等	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部 <input type="checkbox"/> 各支部
第4項 市のとるべき措置	<input type="checkbox"/> 本部対策室 <input type="checkbox"/> 各対策部 <input type="checkbox"/> 各支部

第1項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、災害対策本部等の設置等

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の伝達

本項目については【南海トラフ地震防災対策推進計画編 第6章 第1節 第1項 1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達】を参照する。

2. 災害対策組織の設置

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、市内における災害応急対策に対処するため、本計画の定めるところにより「宮崎市災害警戒本部」を設置する。

各対策部は、市内における災害対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宮崎市防災会議を構成する関係機関との緊密な連絡と協力のもとに、災害予防対策並びに災害応急対策を実施する。

なお、災害対策業務は、他のすべての業務に優先して行う。

資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部条例
 資料編/1.条例等/【災害対策本部等】宮崎市災害対策本部運営要領

第2項 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

本項目については【南海トラフ地震防災対策推進計画編 第6章 第2節 第2項南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知】を参照する。

第3項 災害応急対策をとるべき期間等

市は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてマグニチュード7.0以上8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でマグニチュー

ド7. 0以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く）が発生するケースの場合は1週間、南海トラフ沿いの想定震源域のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合はプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとるものとする。

第4項 市のとるべき措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合には、日頃からの地震への備えを再確認するなど防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、市は、施設・設備等の点検など日頃からの地震への備えを再確認するものとする。

第7章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

南海トラフ地震が発生した場合の直接的被害を極力軽減することや災害応急対策を的確かつ迅速に実施するため、建築物・構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化、土砂災害防止施設、津波防護施設の整備を図るとともに、避難場所、避難経路、避難誘導及び避難救助のための拠点施設その他の消防用施設、緊急輸送ネットワーク、地震防災上緊急に整備すべき施設等の推進が必要である。

第1節 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 避難地の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課
第2項 避難路の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課
第3項 消防用施設の整備等	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課
第4項 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課
第5項 通信施設の整備 1. 市防災行政無線	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課
第6項 その他	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 各課

市は、レベル2の津波にも対応できる避難場所として、国、県、市の庁舎等や民間施設を含む津波避難ビル等の適切な指定を行う。

また、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合には、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組むものとする。

施設の整備等は、概ね五箇年を目途として行うものとし、具体的な事業施行等に当たっては、施設全体が未完成であっても、一部の完成により相応の効果が発揮されるよう、整備の順序及び方法について考慮する。

市は、次に掲げる施設及び資機材等の整備を検討する。

なお、津波避難施設等の整備に当たっては、宮崎市津波避難困難地区対策調査業務検討結果（平成25年12月27日以下、「避難困難地区調査」という。）、防災アセスメント報告書に基づき、行うこととする。

また、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画（以下、「五箇年計画」という。）に基づく事業についても推進する。

【準拠規定：地震災害対策編 第2章 第8節 第1項地震防災緊急事業の推進】

第1項 避難地の整備

避難困難地区調査及び防災アセスメント報告書に基づき、津波避難施設等の整備を行う。

なお、整備の際には地域の実情に応じた整備内容とし、地域住民と十分に協議を行った上で進めていくものとする。

■津波避難施設等の事業概要

事業の概要		整備年度（予定）
津波避難施設（避難タワー）	佐土原 二ツ立地区	平成26年度
〃	赤江 蛸原地区	平成26年度
津波避難施設（複合施設）	木花 島山地区	平成26～27年度
津波避難階段設置	佐土原 福島地区	平成26年度
防災拠点施設	青島地域センター、青島保育所、青島児童センター、青島公民館の4公共施設を津波対策の観点から移転	平成26～28年度
津波避難施設（盛土高台）	憶 一ツ葉地区、宮崎港東地区	平成26～令和2年度
地震・津波避難施設（拠点施設）	防災アセスメント報告書に基づき、地震・津波災害時に多数の避難者を収容できる避難場所、拠点施設となる施設整備	平成26～30年度

第2項 避難路の整備

津波ハザードマップ、防災アセスメント報告書に基づき、津波浸水想定域内及び津波浸水想定区域に隣接する高台の指定避難所・避難場所への避難路の整備を行う。

なお、避難路整備については、地域の実情に合わせて地域住民と十分に協議を行った上で進めていくものとする。

■避難路の事業の概要

事業の概要		整備年度
指定避難所・避難場所への避難路	青島 防災アセスメント報告書に基づき、地域の実情に合わせて、地域と協議のうえ、整備	平成27～29年度

■五箇年計画 2号 避難路

事業の概要			整備年度（予定）
稗原通線（東部第二）	L = 913m	W = 20.0m	平成12～令和10年度
今村通線（東部第二）	L = 907m	W = 16.0m	平成12～令和10年度
昭栄通線（東部第二）	L = 716m	W = 19.0m	平成12～令和10年度
新町停車場線（新町橋）	L = 236m	W = 16.0m	平成23～令和5年度
吉村通線（大町工区）	L = 261m	W = 19.0m	平成28～令和5年度
宮崎駅東通線（2工区）	L = 212m	W = 27.0m	平成28～令和5年度
宮崎駅東通線（3工区）	L = 502m	W = 27.0m	平成29～令和7年度
昭和通線（永楽工区）	L = 347m	W = 16.0m	令和2～11年度
川原通線（高洲工区）	L = 533m	W = 12.0m	令和2～9年度

第3項 消防用施設の整備等

■五箇年計画 3号 消防用施設

事業の概要	整備年度（予定）
耐震性貯水槽（40m ³ ）	令和3～令和7年度
消防団拠点施設	令和3～令和7年度
消防ポンプ自動車	令和3～令和7年度
水槽付消防ポンプ自動車（小型動力ポンプ付水槽車を含む）	令和3～令和7年度
化学消防ポンプ自動車	令和3～令和7年度
小型動力ポンプ付積載車	令和3～令和7年度
救助工作車及び救助用資機材	令和3～令和7年度
高規格救急車及び高度救命処置用資機材	令和3～令和7年度
自主防災組織防災資機材等	令和3～令和7年度
災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車	令和3～令和7年度
災害対応特殊救急自動車	令和3～令和7年度
緊急消防援助隊資機材整備強化	令和3～令和7年度

■南海トラフ法施行令に基づき定める、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき消防用施設

事業の概要	五箇年計画記載の有無
消防団による避難誘導のための拠点施設	五箇年計画にも記載
緊急消防援助隊による救助活動のための拠点施設	
消防本部又は消防署若しくはその出張所の庁舎のうち耐震改修が必要であるもの又は津波対策の観点から移転が必要であるもの	
消防の用に供する自家発電設備又は自家給油設備	
地震災害時における救急活動等に係る機能強化を図るための消防用車両、資機材	五箇年計画にも記載
消防救急無線（デジタル無線に係るものに限る。）又は高機能消防指令センター	五箇年計画にも記載

第4項 緊急輸送を確保するために必要な道路の整備

■五箇年計画 5号 緊急輸送を確保するために必要な道路

事業の概要		整備年度（予定）
宮崎駅東通線（2工区）	L=212m W=27.0m	平成28～令和5年度
宮崎駅東通線（3工区）	L=502m W=27.0m	平成29～令和7年度

第5項 通信施設の整備

1. 市防災行政無線

同報系防災行政無線

基本的に、津波浸水想定区域を中心に同報系防災行政無線の整備を行った。その際には、地域の実情にあわせて、従来型よりもより広い可聴範囲（長距離用）の施設の整備を行うこととした。

■同報系防災行政無線の事業概要

事業の概要	整備年度
同報系防災行政無線子局（長距離用）	平成25～27年度
同報系防災行政無線子局（従来型）	平成27～28年度
同報系防災行政無線再送信子局	平成27～28年度

第6項 その他

■五箇年計画 6号 共同溝等

事業の概要		整備年度（予定）
宮崎駅東通線（2工区）電線共同溝	L=424m W=27.0m	令和元～令和5年度
宮崎駅東通線（3工区）電線共同溝	L=1,004m W=27.0m	令和元～令和7年度

■五箇年計画 16号 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

事業の概要		整備年度（予定）
東部第二地区 A=88.4ha	土地区画整理事業	平成12～令和10年度

第8章 防災訓練計画

市及び防災関係機関は、地域防災計画等の習熟、関係機関の連携体制の強化及び住民の防災思想の高揚を図ることを目的に、関係機関の参加と、住民、その他関係団体の協力を得て、各種災害に関する訓練を実施するものとする。

第1節 防災訓練計画

- (1) 市は、大規模な地震を想定した防災訓練を少なくとも年1回以上実施するよう努める。
- (2) 市は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- (3) 市は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な訓練を行う。
 - 1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - 2) 要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
 - 3) 警報等の情報収集、伝達訓練
 - 4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

【準拠規定：地震災害対策編 第2章 第20節 第2項各種防災訓練計画】

第9章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

防災関係機関等は、職員に対し防災教育を行うとともに、相互に密接な連携を保ち単独又は共同して住民に防災知識を普及し、常に防災意識の高揚に努めるものとする。

第1節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

[施策の体系・担当部署]

施策	担当部署
第1項 地震防災教育及び広報	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第2項 市職員に対する教育	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 消防局
第3項 住民等に対する教育	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 消防局 <input type="checkbox"/> 各総合支所 <input type="checkbox"/> 各地域センター <input type="checkbox"/> 各地域事務所
第4項 その他の関係者に対する教育	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 消防局
第5項 災害相談窓口の設置	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 消防局
第6項 帰宅困難者対策 1. 帰宅困難者対策 2. 情報・収集伝達体制の構築 3. 安否確認手段の確保 4. 飲料水・食糧等の備蓄 5. 代替交通手段の確保 6. 住民への啓発	<input type="checkbox"/> 危機管理部 <input type="checkbox"/> 保育幼稚園課 <input type="checkbox"/> 学校教育課 <input type="checkbox"/> 生涯学習課 <input type="checkbox"/> 消防局

第1項 地震防災教育及び広報

【準拠規定：地震災害対策編 第2章 第18節 第1項防災知識普及計画、
 第2章 第19節 第2項自主防災組織の育成計画】

市は、防災関係機関、地域の自治会（自主防災組織）、事業所等の自主消防組織等と協力して、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

第2項 市職員に対する教育

【準拠規定：地震災害対策編 第2章 第18節 第2項職員に対する防災知識普及】

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を行う。

防災教育の内容は少なくとも次の事項を含むものとする。

- 1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- 4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- 5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- 6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題
- 7) 家庭内での地震防災対策の内容

第3項 住民等に対する教育

【準拠規定：地震災害対策編 第2章 第18節 第3項住民に対する防災知識普及】

市は、関係機関と協力して、住民等に対する教育を実施する。

防災教育は、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行うものとし、少なくとも次の事項を含むものとする。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- 1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- 2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- 3) 南海トラフ地震が発生した場合の出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
- 4) 正確な情報入手の方法
- 5) 防災関係機関が講じる災害応急対策等の内容
- 6) 各地域における避難対象地区、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- 7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- 8) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法

第4項 その他の関係者に対する教育

災害に関する知識を深め、災害への対応力を高めるため、一般住民に対する防災知識の普及とあわせて、児童、生徒等に対する教育、防災上重要な施設管理者に対する教育、自動車運転者に対する教育等にも配慮し、学級活動や学校行事を通じ、防災関係の事項を取り上げるほか、防災訓練又は防災関係行事等を実施して、防災上必要な知識の普及に努める。

第5項 災害相談窓口の設置

【準拠規定：地震災害対策編 第4章 第5節 第1項被災者への広報及び相談窓口の設置】

市は、大規模災害の発生等による、住民からの問い合わせや相談等に対応するため、市役所内に「災害相談窓口」を開設する。

災害相談窓口は、市災対本部の各対策班及び各係により編成され、安否確認の受付、り災証明、税の減免、仮設住宅への入居申請、住宅応急修理の相談、医療相談、生活相談等を受け付ける。

第6項 帰宅困難者対策

1. 帰宅困難者対策

- ア 市及び事業所等は、帰宅困難者の保護、情報の収集・伝達、食糧の備蓄等、災害の状況に応じた帰宅困難者対策を推進する。
- イ 要配慮者
要配慮者に対しては、避難誘導、介護支援、その他の対策を推進する。
- ウ 児童・生徒等
児童・生徒等が在校中のときは、授業、部活動等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに避難させ、二次災害等のおそれがなくなり、安全が確認された後に、集団下校等又は待機させ、保護者への引渡し体制を確立する。また、登下校中のときは、速やかに帰宅又は指定された指定避難所へ避難するよう指導する。
- エ 事業者等
来客者や従業員へは、地震情報提供を行い、来客者には、できる限り早く帰宅するよう促し、従業員には、少なくとも徒歩で帰宅可能な者以外を帰宅行動に移し、帰宅困難者等の抑制に努める。
- オ 集客施設
不特定多数の集客施設は、来客者にできる限り早く帰宅するよう促し、帰宅困難者等の抑制に努める。

2. 情報・収集伝達体制の構築

- ア 鉄道・バス会社、放送機関及び防災関係機関等と連携し、運行状況や道路交通情報の収集・伝達体制を確立する。
- イ 市は、関係機関と連携し幹線道路沿いを中心に、徒歩帰宅者への情報提供拠点を確保する。

3. 安否確認手段の確保

- ア 個人の安否確認として、災害用伝言ダイヤルの普及・啓発を図る。
- イ 遠隔地の親戚や知人等を中継地にした個人的な電話連絡拠点の普及・啓発を図る。
- ウ ラジオやテレビによる安否情報等放送メディアの活用促進を図る。

4. 飲料水・食糧等の備蓄

- ア 帰宅困難者用に一定量の備蓄・調達体制の充実を図る。
- イ 事業所に対し、従業員用として3日分、可能な限り1週間分の備蓄を要請する。

5. 代替交通手段の確保

交通途絶に備え、JR、バス輸送等の代替交通手段を検討する。

6. 住民への啓発

市及び事業所等は、多様な手段により必要な啓発を図る。

- ア 徒歩帰宅に必要な装備等
- イ 家族との連絡手段の確保
- ウ 徒歩帰宅経路の確認等について
- エ 防災訓練において帰宅困難者対策訓練を盛り込み、参加を要請する。

第10章 地震・津波減災計画

宮崎県が平成25年12月作成した「新・宮崎県地震減災計画」を参考に、本市における減災目標を設定し、南海トラフ地震対策として取り組むべき事項を次のとおり定めることとする。また、その減災目標を達成するために、南海トラフ法第5条第2項の規定により定めることができる「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」について「第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項」を基に定めるものとする。

第1節 減災目標

市内の建物の耐震化率を現行（80.7% 平成20年住宅・土地統計調査）から「新・宮崎県地震減災計画」の目標値である90%へ高め、津波からの早期避難率を20%から70%へ高めることにより人的被害（死者数）が、本市において3,000人から910人に軽減できる（「防災アセスメント報告書」による）ほか、さらなる津波からの避難場所の確保や地域における津波避難訓練の実施などの各種対策に取り組むことにより、さらに被害を軽減していくことを目標とする。

第2節 目標達成のための取り組み

減災目標を達成するために取り組むべき主な内容は次のとおりとする。

1. 地域防災力の向上

大規模災害では、住民の「自助」「共助」が重要であることから、地域の防災リーダーの育成や活動支援を行うほか、避難行動要支援者の支援対策、学校や企業での防災対策の促進及び関係機関と地域との連携強化を進め、地域防災力向上を図る。

2. 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

大規模災害において、建築物の耐震化は建物被害及び人的被害の軽減に大きな効果があることから、まずは建築物の耐震化を強力に進めることとし、併せて家具類の転倒防止対策の促進を進め、居住空間内の安全確保を図る。

3. 外部空間における安全確保対策の充実

地震・津波災害に強いまちづくりについて、長期的な課題として検討を進めるとともに、本市の地震津波対策インフラ構想（平成25年策定）に基づくインフラの整備、土砂災害対策の充実を図るほか、ライフライン対策などの促進を図る。

4. 津波対策の推進

巨大津波に対しては、住民の避難対策が重要であることから、早急に津波避難場所・避難路の確保を図るとともに、住民への津波避難に関する普及・啓発、津波情報の迅速・的確な伝達を進めるほか、避難訓練の実施、津波を防御する施設の整備に取り組む。

5. 被災者の救助・救命対策

迅速な人命救助のために、消防・自衛隊等救助関係機関との連携強化や総合防災訓練の実施等により、連携強化に取り組む。

6. 防災体制の充実、広域連携体制の確立

本市の防災体制の充実のために、防災担当職員の対応能力の向上や業務継続計画（BCP）の改訂、被災者への支援やボランティア関係機関との連携等災害対応力の強化を促進する。また、指定公共機関、企業・関係団体との広域的な連携体制の強化を図る。

第3節 具体的な減災対策

第2節の具体的な取り組みは次のとおりとし、「新・宮崎県地震減災計画」に準拠して、実施時期（5年程度の「短期」、10年程度の「中期」、20～30年程度の「長期」）に区分する。

【施策の体系・担当部署】

施策	担当部署
第1項 地域防災力の向上 1. 市民の防災意識の啓発 2. 自主防災活動の充実 3. 要配慮者の支援対策の充実 4. 学校における防災教育の推進 5. 企業防災の促進	□危機管理部 □各課
第2項 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保 1. 住宅の耐震化等の促進 2. 公共建築物等の耐震化の促進	□危機管理部 □各課
第3項 外部空間における安全確保対策の充実 1. 地震・津波に強いまちづくりの推進 2. 安全・安心な生活環境を確保するための社会資本整備 3. 土砂災害対策等の充実 4. ライフライン対策の推進（電気、ガス、上下水道、通信）	□危機管理部 □各課
第4項 津波対策の推進 1. 津波避難場所・避難経路の確保 2. 津波避難に対する普及・啓発 3. 津波情報の迅速・的確な伝達 4. 津波からの避難体制の充実	□危機管理部 □各課
第5項 被災者の救助・救命対策 1. 迅速な救助のための体制強化	□危機管理部 □各課
第6項 防災体制の充実、広域連携体制の確立 1. 防災体制の充実 2. 企業、民間団体との連携強化 3. 広域連携体制の確立	□危機管理部 □各課

第1項 地域防災力の向上

大規模災害においては、国・県・市などの機関による災害対応（いわゆる「公助」）には限界があり、自分の命は自分で守る、いわゆる「自助」、また、自分たちのまちは自分たちで守る、いわゆる「共助」が重要になる。

このため、これら自助、共助を充実・強化し、市全体としての防災力の向上を図る。

1. 市民の防災意識の啓発

発生予測が困難な地震に対して、いざという時に生命や財産を自ら守るためには日頃から防災に関する正しい知識を身につけ、防災意識を高めていくことが重要である。

このため、市民に対する防災知識の普及と防災意識の啓発に向けた様々な取り組みを集中的に実施する。

①地震等に関するセミナーなどによる普及・啓発の実施（短期）

地震等に関するセミナーや講演会の開催により、防災関係者のみならず、広く市民を対象として、防災についての普及・啓発を図る。

②グループや団体を対象とした出前講座等の実施（短期）

小中学校や自治会（自主防災組織）、企業、各種団体などの要望に応じて、きめ細かな防災についての普及・啓発を行うため、危機管理、消防局の職員を出前講座等に派遣する。

③防災についての普及・啓発のための番組制作等、ホームページ等の充実（短期）

日頃からの備えやいざというときにとるべき行動について、また、過去の災害の記録や教訓などを含めて、正確で分かりやすく説明した番組を制作・放映し、CATV他で放映をするほか、市ホームページ上の防災関係情報を見直し、内容の充実を図る。

④ハザードマップ等の充実（短期）

市民の防災についての普及啓発を図るため、令和2年度に洪水ハザードマップを更新し、避難に関する情報を充実させる。

⑤防災情報の正しい理解の促進（短期）

緊急地震速報やハザードマップ、被害想定等の各種防災情報について、市民が正しく理解し、訓練等において正しい活用が図られるよう的確な広報・周知を実施する。

2. 自主防災活動の充実

災害時には、地域住民の共助の取り組みも大きな力を発揮することから、その活動主体である自主防災組織の充実が図られるよう、組織のリーダーとなる人材の育成を進めるとともに、地域で活動する様々な団体・企業等が連携・協働する取り組みや訓練等の活動に対する支援を行う。

①自主防災組織の結成・活動の促進（短期）

自主防災組織に対する資機材の提供などの助成制度等を活用することにより自主防災組織の結成を促進するとともに、自主防災活動等のさらなる活性化を促進する。

②防災士など地域における防災活動リーダーの育成（短期）

自主防災活動においては、その要となる人材が欠かせないことから、防災士資格取得のための防災に関するより高度な内容の研修会を県とともに開催し、資格取得のための費用を助成することや、災害時救援ボランティアコーディネーター（SVC）を養成することなどにより、それぞれの地域や事業所等において防災活動を迅速に行うための中核的な人材となるリーダーを育成する。

3. 要配慮者の支援対策の充実

高齢者、障がい者や外国人等のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難である避難行動要支援者に対しては、それぞれの特性に応じた避難対策の支援が必要である。

①避難行動要支援者の避難行動支援に係る取り組みの促進（短期）

災害発生時に避難行動要支援者の避難行動を円滑に行うため、避難行動要支援者の名簿を作成するとともに、避難情報の伝達方法や避難行動の支援者などを、個々に応じて決めておくことが重要であるため、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取り組みを積極的に行う。

②避難行動要支援者に係る避難訓練の充実等（短期）

在宅の避難行動要支援者の避難については、市だけできめ細かい対応を行うことは困難であることから、避難行動要支援者の特性に応じた地域における共助が重要である。

また、地域における他者の支援が必要であると同時に、支援者自身の安全を確保することも重要である。

このため、支援者に全ての責任を負わせることのないよう取り決めをしておくほか、支援者の安全を考慮した地域住民や福祉施設等の参加する避難訓練の実施を促進する。

4. 学校における防災教育の推進

防災に関する知識や意識を身につけるためには、義務教育段階から、繰り返し学習し実践していくことが最も効果的と考えられる。

平成24年度に作成した「市防災教育手引書」を活用して、市内小中学校における防災教育の充実を図る。

また、平成24年度から市内小中学校に配置している「防災主任」制度や「防災主任研修」を通して、教職員の防災に関する意識の高揚と知識の向上を図る。

①教職員を対象とした防災研修の実施（短期）

既存の「防災主任」の配置制度や「市防災教育手引書」を活用して、教職員の防災に関する意識の高揚並びに知識の向上を図るための研修を継続して行うことにより、児童・生徒に対する防災教育の充実並びに災害発生時の的確な対応を促進する。

②学校と地域の防災活動の連携促進（中期）

学校と地域住民・行政が災害発生時にスムーズな連携の基に活動し、より効率的・効果的な減災が図れるよう、連携体制の確立に向けた防災教育や支援を実施する。

5. 企業防災の促進

近年、地域社会の一員としての企業の防災対策の充実が求められている中で、実際の災害時の企業の貢献が評価される事例も増加している。同時に、災害時においても事業活動を継続するという企業本来の行動原則を維持し、ひいては地域経済への影響を最小限に抑えることが重要になっている。

このため、企業における防災体制の充実や事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

①事業継続計画の策定促進（短期）

事業継続計画に関して国が示しているガイドラインの周知や研修会の開催などを県とともに行うことにより、企業における事業継続計画の策定を推進する。

また、事業所の建築物の耐震化、避難環境の整備、避難誘導體制の整備等、顧客、従業員等

の生命の安全確保、災害時における家族を含めた安否確認に努めるよう啓発する。

②地域社会との連携による被害軽減の実現（中期）

企業等が、平常時から、消防、消防団、自主防災組織等の地域防災を担う団体との連携体制の強化を図るとともに、従業員の消防団、自主防災組織やボランティア等への参加促進等により、積極的に社会貢献するよう啓発する。

第2項 住宅・建築物の耐震化、居住空間内の安全確保

防災アセスメント報告書によると、耐震化が進むことによる人的被害の軽減効果は極めて大きく、建物内部の家具の転倒等に対する防止対策を進め、建築物を地震に強い構造にすることが重要かつ効果的であることが分かる。

このため、住宅の耐震改修や家具類の転倒防止といった個人レベルの取り組み、あるいは、公共建築物等の耐震化を進める。

1. 住宅の耐震化等の促進

住宅の耐震化等を進めることが重要であるので、関連する取り組みを継続的に進め、耐震化については、県の目標値にあわせて、耐震化率90%を目指す。

①耐震化の必要性等に係る啓発（短期）

啓発用パンフレットの作成・配布や相談窓口の設置などにより、耐震化の必要性や耐震化に係る支援策などについて、意識・知識の向上を図る。

②木造住宅の耐震化に対する支援等（短期）

本市の木造住宅の耐震診断及び耐震改修に対する補助制度の活用推進や建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づく補助制度などを建物所有者に活用推進することにより耐震化を促進する。

（目標）耐震診断補助件数 累計480戸（令和4年度）※第五次宮崎市総合計画より

③家具類の転倒、ガラスの飛散防止対策の促進（短期）

啓発用パンフレット等や防災に関する出前講座等の場を活用することにより、家具類の転倒防止の必要性や具体的対策に関する知識の普及を図る。

2. 公共建築物等の耐震化の促進

不特定多数の市民等が利用する公共建築物は、いざというときに市民等の命を守る上からも耐震化を確実に進めていく必要がある。このため、公共建築物等の耐震化を進めていく。

①建築物の地震対策の促進（短期）

天井材の落下などの非構造部材による被害の軽減やエレベーター内閉じ込め防止対策等についても必要な助言等を行い、施設管理者等の対策を促進する。

第3項 外部空間における安全確保対策の充実

東日本大震災では、発災後のライフライン機能や交通機能の低下が住民の生活環境を維持する上での重要な課題となった。

また、大規模な地震が発生した場合、多数の土砂災害が発生する可能性があり、直接的な被害はもとより、孤立集落が発生するおそれがある。

このため、本市の地震津波対策インフラ構想に基づき、地震・津波災害に強いまちづくりを検討していくこととし、道路等の骨格的な都市基盤や防災対策の基礎となるライフライン機能の確保に努める。

また、土砂災害危険箇所等の整備や、面的な整備による防災上危険な密集市街地の解消を推進する。

1. 地震・津波に強いまちづくりの推進

最大クラスの地震・津波に対して避難が困難な地域については、災害に強いまちづくりについて、社会的な合意形成を進めながら長期的な課題として検討する。

①地震・津波災害に強いまちづくりの検討（長期）

住民の津波避難が困難な地域については、住民の社会的合意等、災害に強いまちづくりについて長期的な課題として検討する。

②要支援者等の避難対策の促進（中期）

津波浸水想定区域内にある福祉施設、学校等については、日頃から避難訓練の実施等に取り組むなど、それぞれの避難対策を進める。

2. 安全・安心な生活環境を確保するための社会資本整備

幹線道路、都市公園などの根幹的な公共施設の整備を進めるほか、面的整備による建物倒壊や火災の可能性の高い密集市街地の解消などにより、安全・安心な生活環境の整備を推進する。

①密集市街地の整備、防災空間の確保（短期・中期）

地震時の建築物の倒壊、火災被害等の物的被害やそれに伴う人的被害軽減を図るため、土地区画整理事業による面的整備や、老朽化した空き家、空きビル対策について検討する。

（目標）土地区画整理事業による密集市街地の整備推進

計画的な土地利用、都市公園や避難路となる道路整備推進

幹線道路の無電柱化の推進

②避難地、避難路の整備（短期）

安全で確実な避難を可能とするため、避難地・避難路等の安全な避難空間確保を推進する。

（目標）都市公園等の避難地の整備推進

避難路、消防活動用の道路の整備推進

避難困難地区における津波避難施設の整備推進

③道路施設等の整備（短期・中期）

地震による揺れや液状化に対処するため、国・県とともに、緊急輸送道路における道路橋の

耐震改修、道路構造物の予防保全等による災害に強い道路施設等の整備を推進する。

(目標) 緊急輸送道路の整備推進

④被災した建築物等における安全確保対策の推進(短期)

地震・津波で被災した建築物等において、二次的な被害を防ぐために、屋外転倒物(ブロック塀等)や落下物(窓ガラス等)による被害の発生防止対策の推進に取り組む。

3. 土砂災害対策等の充実

土砂災害危険箇所については、県とともに、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく基礎調査を行うとともに、災害危険度が高い箇所の整備を推進する。また、併せて、災害時に避難が円滑に行われるように、ハザードマップの作成や避難体制の整備などを推進する。

また、ため池等の地震による被害の未然防止又は軽減を図るための対策を推進する。

①危険箇所の調査・周知(短期)

県とともに、土砂災害の危険がある箇所の把握・周知に努める。土砂災害警戒区域の指定に伴う説明会等により防災意識の啓発推進を行う。

(目標) 土砂災害危険箇所の点検・調査の実施

土砂災害警戒区域の指定に伴う説明会等により防災意識の啓発推進

②土砂災害防止工事の推進(短期・中期)

県とともに、土砂災害の危険がある箇所の土砂災害防止工事を推進する。

(目標) 砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設の整備推進

山地災害防止施設、ため池等の整備推進

③ため池等における地震対策(短期)

地震による被害の未然防止又は軽減を図るため、ため池決壊等に係るハザードマップの作成を行う。

また、ハザードマップ等において警戒すべきと判断されるため池については、詳細情報の整理を行い、必要に応じて耐震対策を検討する。

4. ライフライン対策の推進(電気、ガス、上下水道、通信)

通信、電力、ガス、上下水道等のライフライン機関との連携等により、機能の低下が生じないよう、耐震性、多重性、代替性の確保や機能が停止した場合でも、できるだけ早期に復旧できる体制整備に努める。

①耐震性、多重性、代替性の確保(短期・中期)

それぞれの事業者における既存施設の耐震性、多重性、代替性の確保について対策を進める。

- ・上下水道施設の耐震化推進
- ・ライフライン事業者における耐震性、多重性、代替性の確保
- ・無電柱化の促進

②早期復旧のための体制整備（短期・中期）

ライフライン事業者・関係機関との連絡会議等を通じて、早期復旧のための資機材・体制整備を促進する。

③情報インフラの確保対策（短期・中期）

通信事業者等との連携を強化し、災害時の情報インフラの確保を図る。また、災害時は電話の輻輳が想定されることから災害用伝言ダイヤルや携帯電話用の災害用伝言板の周知に努める。

- ・指定避難所への特設公衆電話の設置促進
- ・早期に復旧できるように通信事業者等との連絡体制の整備

第4項 津波対策の推進

レベル2の地震・津波に対しては、市民の生命を守ることを最優先として、避難施設、防災施設などと組み合わせて、ソフト・ハードの総合的な津波対策の確立が必要であり、巨大津波に対しては、「減災」の考え方にに基づき、避難を中心に住民一人ひとりが主体的かつ迅速に避難行動がとれるよう、自助、共助の取り組みを強化し、支援していく。

レベル1の地震・津波に対しては、人命保護、住民財産の保護、地域の経済活動の安定化などの観点から、国・県とともに海岸保全施設等のハード対策を中心に進めていく。

1. 津波避難場所・避難経路の確保

南海トラフ巨大地震の津波から「命を守る」ためには、避難が基本となる。このため、住民が避難するための津波避難場所と避難場所までの避難路の確保に取り組んでいく。

①津波避難場所の確保（短期・中期）

民間ビルの津波避難ビルの協定締結や公共施設、高台などの活用を促進する。また、周辺に高層ビルや高台等がなく、津波からの避難が困難な地域に整備した津波避難タワー（二ツ立地区・蛸原地区・島山地区）の活用を促進する。

②津波避難経路の確保（短期）

住民の避難場所までの避難路の確保について、市の津波避難経路等整備支援事業や国・県の事業などを活用し、避難路の整備を促進する。

2. 津波避難に対する普及・啓発

市民が津波災害に関する正しい知識を身につけるとともに、「自分の命は自分で守る」という高い防災意識を持つための啓発を行うことにより、住民の迅速で的確な津波避難の確保を図る。

①あらゆる手段を活用した普及・啓発活動の実施（短期）

防災イベントの開催、津波避難訓練の実施、市広報やテレビ、CATVの番組、ラジオ、新聞等の報道機関との連携など、あらゆる機会を活用した、津波避難に関する普及・啓発活動を推進する。

②防災教育の推進（短期）

巨大津波に対しては、住民一人ひとりが主体的かつ的確に津波避難行動をとることが重要であることから、防災意識の高い人材を育成するため、義務教育の段階から繰り返し防災に関する学習を行う。

3. 津波情報の迅速・的確な伝達

津波からの早期避難を実現するために、市民にいち早くその情報を伝達することが不可欠であることから、多くの津波情報の伝達手段を確保する等環境整備を推進する。

①津波情報の伝達手段の強化（短期）

津波情報を時間、地域によらず市民や観光客等に確実に伝達するために、同報系防災行政無線や携帯電話会社による緊急情報メール、テレビ・ラジオ、CATVなど様々な伝達手段を確保しておくほか、市ホームページやフェイスブックなどによる多様な情報発信方法の整備を行う。

②市防災メールの登録拡大（短期）

市防災メールの登録拡大を図るため、市内で開催される各種イベント、出前講座などにおいて、具体的な登録方法の説明を行うほか、本人が希望される場合は、職員が携帯電話を一時お預かりして直接登録作業を行うなど、踏み込んだ作業を行う。

（目標）市防災メール登録者数 47,000人（令和4年度）※第五次宮崎市総合計画より
平成29年3月末現在 30,691人

4. 津波からの避難体制の充実

市が平成25年12月に作成した津波ハザードマップ・防災アセスメント報告書を利用して、市全体の「津波避難計画」・地域（自治会（自主防災組織））ごとの「津波避難行動計画」を作成し、それに基づいて、住民が参加する津波避難訓練を定期的実施する。

①津波避難計画の策定（短期）

津波襲来時に円滑な津波からの避難を行うために、津波ハザードマップや防災アセスメント報告書に基づいて、市全体の「津波避難計画」を策定し、さらに、避難行動要支援者の避難支援も含めた各地域（自治会（自主防災組織））ごとの「津波避難行動計画」の作成を推進する。

（目標）津波浸水想定区域内の全自治会において「津波避難行動計画」の作成

②津波避難訓練の実施（短期）

市・県の総合防災訓練などの機会に、市民参加の津波避難訓練を実施するとともに、様々な条件設定での訓練実施など、津波襲来時に、市全体の津波避難計画、地域ごとの津波避難行動計画に沿って円滑な避難行動ができるよう訓練を実施する。

さらに、実際の訓練の成果を基に、津波避難行動計画の見直しを随時行う。

③住民以外で訪れている者の津波避難の支援（短期）

市民以外で、観光などで訪れている者に対する津波避難情報提供のあり方を検討し、避難誘導看板の設置などさらに充実させる。

第5項 被災者の救助・救命対策

大規模な地震・津波によって、大勢の死傷者が生じる中で、迅速・的確な救助と医療救護活動を行い、人的被害を最小限に抑える必要があり、このため、十分かつ迅速な救助体制を強化していく必要がある。

このことから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関と常に密接な連携をとりながら、救助・救命体制の充実を図る。

1. 迅速な救助のための体制強化

大規模災害時には、膨大な数の負傷者や要救助者（自力脱出困難者）が発生することから、自衛隊や消防、警察等の救助関係機関が効果的、効率的に救助活動が行えるよう連携体制を確立するとともに、総合防災訓練等の実施により人命救助のための体制・環境整備を図る。

①救助関係機関との連携強化（短期）

実践型訓練を体系的に実施して、自衛隊、消防、警察等の救助関係機関との連携体制を確立し、それらの機関の活動拠点となる施設の整備を図るとともに、総合防災訓練等の実施などにより、人命救助のための体制・環境整備を図る。

第6項 防災体制の充実、広域連携体制の確立

市は、災害時の応急活動等の司令塔的機能として、市民の命と財産を守るための対策を実施する役割を担う。

したがって、大規模災害に対応するためには、必要な組織体制、人材、訓練体系、応急対策の内容などを総合的に見直すとともに、市だけの体制では到底対応できない状況を想定し、広域連携体制を確立するなど抜本的に充実・強化を図る必要がある。

1. 防災体制の充実

災害発生時において、行政としての機能を確実に維持・発揮できるよう、訓練に取り組み、初動体制の強化や職員の災害対応能力の強化を図るとともに、防災支援拠点を整備することで災害対応力の強化を図る。

①市の災害対応能力の強化（短期）

大規模地震の発生などを想定した場合、災害対策本部要員が登庁できない、また、長期化した場合、必要な体制が維持できないなどの問題点があることから、参集訓練を繰り返し行いながら、体制の見直しを図り、災害対策本部機能の充実を図る。

（目標）非常参集訓練の実施

②防災担当職員の災害対応能力の向上（短期）

様々な防災関連の研修、セミナー等に積極的に参加するとともに、総合防災訓練等を通して防災担当職員の災害対応能力の向上に努める。

③総合防災訓練、図上訓練の充実（短期）

毎年度、総合防災訓練及び図上訓練を実施し、機関ごとの災害対応能力を高めるとともに、防災関係機関相互の協力体制を確立する。

④防災拠点となる庁舎等の整備（短期）

津波により大きな被害が予想される地域に存在している庁舎等や老朽化が進んでいる庁舎等の施設については、宮崎市公共施設経営基本方針に基づき、災害発生時における利用者の安全を確保するとともに、市民の生命と財産を守るための司令塔としての機能を有し、また、災害からの復旧・復興に欠かせない行政機能を維持する必要があることから、高度な耐震性能、耐水性能及び耐火性能に加え、自立性、指令中枢機能を備えた総合的な防災拠点となるような庁舎の整備を図る。

⑤業務継続計画（BCP）の推進（短期）

平成24年度に策定した市業務継続計画について、平成25年度の防災アセスメント報告書に基づき内容の見直しを行い、さらに、参集訓練等を繰り返し行う中で、随時修正を行う。

⑥消防力の充実・強化（短期）

消防局等の施設・設備等の整備、消防団員の確保などを行うとともに、消防職員・消防団員等の教育・訓練をさらに充実するなど消防力の充実・強化に努める。

（目標）消防団員充足率 97%（令和4年度）※第五次宮崎市総合計画による
令和2年4月1日現在 96.0%

⑦被災者への対応の強化（短期）

被災者への生活支援として、必要な物資の確保や配給体制の整備、仮設トイレの配備、避難行動要支援者への支援等様々な対応が必要となることから、これらの対策を推進する。

2. 企業、民間団体との連携強化

大規模災害発生時には行政関係機関だけでなく、企業、民間団体との連携も不可欠であることから、協定の締結等連携の強化を図るとともに、災害発生時にそれぞれの企業、民間団体が機能するよう業務継続計画の策定を促進する。

①協定の締結（短期）

災害時において物資の調達や燃料の確保、災害応援等が円滑に行われるよう、企業、民間団体との協定の締結をさらに推進する。

②業務継続計画の策定促進（短期）

災害発生において、協定に基づく物資の調達や燃料の確保等が円滑に行われるようそれぞれの企業、民間団体における業務継続計画の策定を促進する。

③ボランティア関係機関との連携（短期）

災害時のボランティア活動が効果的に進められるように、災害ボランティアセンターを運営する社会福祉協議会及び宮崎市民活動センター、災害時に活躍するNPO等の関係機関との連携を図る。

3. 広域連携体制の確立

大規模災害発生時では、国や地方公共団体間における広域的な対策を円滑に実施できる体制の確立が必要なため、広域連携強化を図る。

①国、県、県外の地方公共団体との連携体制の強化（短期）

国、県、中核市などとの災害時における災害時協力協定に基づく連携の更なる強化を図り、後方支援拠点等を活用し関係団体が一体となった訓練等を通じてその対応能力を高める。

②県内における相互支援体制の確立（短期）

宮崎県津波対策推進協議会を通じて、県、沿岸市町とともに津波災害対策への対応について検討・促進を図るとともに、県市町村防災相互応援協定などに基づいて津波災害を受ける沿岸市町と受けない内陸の市町村との連携体制についても検討をし、県内市町村間の相互支援体制の更なる確立を県とともに進める。

第4節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項について

第1節の減災目標の達成のための施設等の整備について、「第6章 地震防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項」の中から、津波浸水想定域における津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業を次のとおり抜粋し、本市防災会議が南海トラフ法第5条第2項に規定により定めることができる「津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項」とする。

区域名	事業種類	目標	達成期間
佐土原	避難施設の整備事業	1箇所	平成26年度
	避難場所の整備事業	1箇所	平成26年度
櫛	避難場所の整備事業	3箇所	令和2年度
赤江	避難施設の整備事業	1箇所	平成26年度
木花	避難施設の整備事業	1箇所	平成27年度
青島	避難施設の整備事業	1箇所	平成28年度